

福岡県公報

平成30年5月11日
第3990号

目次

告示 (第500号 - 505号)

- 都市公園に係る使用料の徴収事務の委託 (文化振興課) 1
- 都市公園に係る使用料の徴収事務の委託 (公園街路課) 1
- 二級河川の境界に係る部分の管理 (河川管理課) 2
- 「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納の事務の委託 (自然環境課) 2
- 土地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 3
- 一般競争入札の実施 (教育庁施設課) 5
- 一般競争入札の実施 (教育庁施設課) 7
- 平成30年度毒物劇物取扱者試験の実施について (薬務課) 9
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) 11
- 普通肥料の検査の結果 (経営技術支援課) 11
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 11
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 12
- 市の換地処分 (農村森林整備課) 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 12

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) 13
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) 17

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) 19

告示

福岡県告示第500号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、筑後広域公園芸術文化交流施設に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
筑後広域公園芸術文化交流施設	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号	ちくごJ R芸術の郷事業団(代表団体J R九州エージェンシー株式会社)	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

福岡県告示第501号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、都市公園に係る使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	

中央公園	北九州市小倉北区 下到津五丁目9番 22号	岡崎建工株式会社	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで
筑豊緑地	飯塚市有安1025番 地3	みどりの環・筑豊（代 表団体 株式会社福岡 カホスイミングスク ール）	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで
筑後広域公園（筑後 広域公園芸術文化交 流施設及びプールを 除く。）	筑後市大字長浜 2090番地7	筑後広域公園振興事業 団（代表団体 株式会 社A J ・コーポレーシ ョン）	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで

福岡県告示第502号

河川法（昭和39年法律第167号）第11条第1項の規定に基づく二級河川の境界に係る部分の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

1 河川の名称及び区間

河川の名称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
那珂川	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大字松隈字大谷原2298番地先	大野川との合流点
大野川	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大字松隈字大野1936番地先	那珂川との合流点

2 管理を行う都府県知事

福岡県知事

3 管理の内容

河川法第6条、第12条第1項、第16条第1項、第16条の2第1項、第26条第4項ただし書、第32条、第54条第1項、第56条第1項、第58条の2、第58条の3第1項及び第58条の5第1項に規定する権限以外の権限に基づく管理

4 管理の期間

平成30年3月30日から五ヶ山ダムに係る県境界をなす二級河川の管理に関する協定書（平成30年3月30日締結）が変更又は破棄される日まで

福岡県告示第503号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－普及版」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
川茂株式会社	東京都千代田区三番町24-3 三番町MYビル	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
木下緑化建設株式会社	福岡市南区長丘三丁目13番27号	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
九州大学生協同組合伊都皎皎舎店	福岡市西区元岡744	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
九州造園・グリーンワーク共同事業体	北九州市小倉北区大島二丁目10番1号	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
タカミヤ・マリバー里山を考える会共同事業体	北九州市八幡東区前田企業団地1番1号	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
一般財団法人福岡市市民の森協会	福岡市南区大字松原855番地4	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
株式会社丸善ジュンク堂書店	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
合名会社みやはら書店	直方市殿町8番26号	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで

福岡県告示第504号

久山町上久原土地区画整理事業の施行者である久山町上久原土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成30年4月6日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第505号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字柳ヶ迫1052の2、1052の3、1052の11
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
・電子黒板等賃貸借
・教育情報ネットワークに係るサーバ等機器賃貸借及び保守業務
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算

機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年5月23日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を期限までに提出して確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないこ

とがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1) の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

電子黒板等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第

339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年6月26日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA・A
05	02	電気通信機器	AA・A
13	08	リース・レンタル	AA・A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成30年6月11日（月曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課(県庁行政棟4階)

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880(ダイヤルイン)

FAX番号 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年5月11日(金曜日)から平成30年5月23日(水曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年6月26日(火曜日)午後3時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁第1会議室

(2) 日時

平成30年6月26日(火曜日)午後3時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項

の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of electronic blackboards and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
(2) Time Limit if Tender :

3:00 PM on June 26, 2018

- (3) Contact Point for the Notice :
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan
TEL 092-643-3880

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
教育情報ネットワークに係るサーバ等機器賃貸借及び保守業務契約
(2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
(3) 履行期間
平成30年10月1日から平成35年9月30日まで
(4) 履行場所
入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年6月26日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成30年6月7日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者
- 5 当該貸借借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）

FAX番号 092-641-2934

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成30年5月11日（金曜日）から平成30年5月23日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成30年6月26日（火曜日）午前11時00分
- (3) 提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階 教育庁第1会議室
- (2) 日時
平成30年6月26日（火曜日）午前11時30分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を
保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する
こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と
するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加
わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達し
ない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停
止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者
がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に
くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう
ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入
札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ
と。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら
れている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手
続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県
の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of network server and related equipment
- (2) Time Limit if Tender :
11:00 AM on June 26, 2018
- (3) Contact Point for the Notice :
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan
TEL 092-643-3880

公告

平成30年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱

者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）

）第6条の2の規定により準用する省令第4条の7で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成30年8月7日（火曜日） 10時00分～12時00分	福岡市博多区石城町2-1 福岡国際会議場

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部及び写真台帳（写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4cm×ヨコ3cmで、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）を写真貼付欄にのりづけすること。）1部並びに試験手数料10,500円を添えて、県内に居住し、又は勤務する受験者にあつては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市、大牟田市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センターをいう。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にあつては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願書等の用紙は、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願書等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 試験手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入（領収証紙納付書に貼付）すること。試験手数料は、申込受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合（県外に居住し、かつ、勤務する者に限る。）には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成30年6月13日（水曜日）から同年6月22日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあつては、午前9時00分から午後5時00分まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成30年6月22日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成30年9月7日（金曜日）午前9時00分に薬務課、県保健福祉（環境）事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社幸信

飯塚市目尾515番地62

代表取締役 村山 満

2 施設の種類及び処理能力

がれき類、ガラスくず等の破碎施設

がれき類 一日当たり 190.4 t

ガラスくず等 一日当たり 128.8 t

3 設置場所

飯塚市目尾字シヨフ谷568番18

4 指定地域

飯塚市目尾の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

平成30年5月11日から同年6月10日まで

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小川 洋

平成30年2月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	アクアサービス株式会社	アクアリフトの有機質肥料	主成分-TN、TP、TK				

1 分析結果及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量

4 分析結果の指摘事項の欄、保証票の検査の欄及びその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

公告

解散した清算法人水縄土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により

次のように公告する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
稲吉 典一	久留米市田主丸町益生田1438番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小 川 洋

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
安武土地改良区	平成30年4月26日

公告

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良事業の 事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
北九州市	北九州市高野六丁目 (高野地区)	平成30年4月18日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により直方市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小 川 洋

筑豊広域都市計画道路の変更（平成30年3月29日直方市告示第64号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小 川 洋

福岡広域都市計画下水道の変更（筑紫野市決定）（平成30年4月10日筑紫野市告示第91号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡遠賀町大字今古賀字貴舟460番及び461番1から461番3まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
朝倉市一ツ木1148番地の1
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 信

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町今福字城の下603番1から603番9まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
みやま市高田町濃施384
さかぐち不動産
代表者 坂口 正明

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市紅葉ヶ丘東十丁目51番1から51番17まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区明和町9-1
株式会社海王
代表取締役 竹下 弘実

監査委員

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成29年11月20日29監総第504号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月11日

福岡県監査委員 山下 芳 郎
同 行 正 晴 實
同 岩 崎 勇
同 井 上 忠 敏

29行経第2587号
平成30年3月30日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 行正晴 殿
同 岩崎勇 殿
同 井上忠敏 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 経営技術支援課	前渡資金において、資金前渡職員の個人口座に前渡資金が振り込まれた後、長期間入金されたまままになっていた。 また、前渡資金の支払後の精算が遅延していた。	課内研修を通して、適正な前渡資金の事務処理について周知徹底を行った。 また、出納員及び副課長が支払情報内容一覧表を用いて精算遅延等が生じないよう厳重に確認を行う。

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民生活部	業務委託契約において、料金徴収業務に係る毎月の収支状況報告を求めていなかった。	今後は、会計事務チェックシートに収支状況報告に関する項目を追加するとともに、契約に基づき履行すべき項目について、支払い時に決裁ルーットの職員が確実に確認することを徹底し、再発を防止する。
人づくり・県民生活部	有料施設の入場料について、事前承認を行っていないにもかかわらず、事後に緊急用前渡資金を交付していた。	職員に対し、出張の際は事前調査を十分に行うよう指導を行った。また、現地で緊急な支出が必要となるなどの事前命令と異なる事情が生じた場合は、必ずその時点で上司へ報告し了解を得るとともに、帰庁後も直ちに上司へ口頭で復命するなど、職場内での報告・連絡・相談を徹底するよう指示した。 併せて、緊急用前渡資金制度、旅費制度について、手引きや問答集等をもとに、職場研修等で周知を行った。
保健医療介護部	業務委託契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていないなかった。	本年度すでに締結している全ての契約について、改正後の通知に従い、再度確認を行った。 今後、暴力団排除条項改正等の通知文を決裁に添付し、副任、係長、課長補佐、課長の決裁ルーットの職員が、間違いないか確実にチェックを行うよう改善を図る。
福祉労働部	児童扶養手当返還金において、収入未済額が前年度に比べて1,919,780円増加していた。	受給者証交付時のチラシ配布による注意喚起及び債権管理に係る市町村説明会を実施し、返還金の発生の未然防止に努める。 返還金の発生後は、債務者の収入等の状況に応じた返還内容の見直し及びケースワーカーとの連携による生活保護費受給者への督促により、返還の促進に努める。 これらの取組みにより、返還金の一層の回収に努める。

商工部	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて減少しているものの、多額であった。	<p>事業継続中の延滞先に対しては、事業所訪問や組合及び組合員の決算書の徴求により定期的に経営状況を把握し、経営の安定化と償還を指導することにより増額交渉に努めている。</p> <p>また、事業を休廃止している延滞先に対しては、連帯保証人の所得や資産調査を継続し、担保物件の処分や連帯保証人への督促等により延滞債権の回収に努めている。</p> <p>こうした取り組みの成果もあり、延滞先・連帯保証人からの償還金額は増加した。（平成28年度実績：対前年度比で5先から1,552千円増加）</p> <p>引き続き債権の回収及び増額交渉に努めていくとともに、回収困難な債権については徴収停止措置や不納欠損処理等の整理を迅速に進めていく。</p> <p>延滞先への債権回収に向けた取組みに加え、独立行政法人中小企業基盤整備機構のアドバイザ一派遣事業の活用、返済条件の変更への対応等により貸付先への支援を行い、新たな延滞債権の発生防止に向けて一層努力していく。</p>
-----	--	---

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部
出先機関定期監査結果の報告（平成29年11月20日29監総第504号）に基づき、知事から
措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月11日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	井上 忠敏

29農政第2513号
平成30年3月27日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 様
同 行 正 晴 様
同 岩 崎 勇 様
同 井 上 忠 敏 様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日付29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり
講じた措置について通知します。

記

注意事項に対する措置

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	総合庁舎改修工事において、支出科目を誤っていた。	工事実施に際し、当該工事により価値又は効用が増加するか否かを十分に検討し、関係課と事前協議を行い、その協議結果を事前伺（起工）に添付することとで再発防止を図る。
	工事に伴う測量設計業務委託において、基準点埋設の計上及び測量縮尺単価を誤っていたため、積算過大となっていた。	積算条件を確認するチェックシートを作成し、積算者が積算条件と現地に不整合がないかチェックするとともに、決裁の際に上司をはじめ複数人で確認する。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年5月11日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

筑後中央広域都市計画公園事業9・6・5001号及び9・6・8001号筑後広域公園

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県みやま市瀬高町本郷字松原	1167番6	畑	77.94(77)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積77.94平方メートル
	1117番	畑	380.57(380)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積380.57平方メートル
福岡県みやま市瀬高町本郷字北中野	1676番1	宅地	547.53(547.53)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積547.53平方メートル
	1676番2	畑	422.19(422)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積422.19平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人浅山カズエの法定相続人

浅山茂（持分3分の1）

福岡県大野城市白木原二丁目2番1-402号サンリヤン大野城駅前1番館

浅山栄次（持分3分の1）

福岡県久留米市御井旗崎五丁目2番1-406号

浅山美代子（持分3分の1）

福岡県みやま市瀬高町小川998番地1ビレッジハウス瀬高1棟502号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 福岡県みやま市瀬高町本郷字松原1167番6及び1117番並びに同町本郷字北中野1676番2の土地に関して権利を有する関係人

なし

(2) 福岡県みやま市瀬高町本郷字北中野1676番1の土地に関して権利を有する関係人

ア 浅山栄次

福岡県久留米市御井旗崎五丁目2番1-406号

土地使用借権

イ みやま市

福岡県みやま市瀬高町小川5番地

土地使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年4月23日